

木造住宅の耐震性を高めるために

地震による住宅の被害を最小限にするためには、住宅の耐震性の確保が重要です。市では、市内の木造住宅を対象に、耐震診断（一般診断法による診断）を行う耐震診断士を派遣しています。あわせて、診断士による診断結果の説明や補強方法等についてのアドバイスも行います。

診断の結果、耐震性が低いと判定された住宅については、耐震改修に対する補助制度があります。各制度内容については、次のとおりです。

木造住宅耐震診断士派遣事業

- ▼対象 次の要件をすべて満たす住宅
 - ①昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成している木造住宅
 - ②延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供されているもの
 - ③丸太組構法の住宅、旧建築基準法38条認定および型式適合認定によるプレハブ



木造住宅耐震改修費助成事業の内容

工事の種類	対象工事費に対する補助率	補助限度額(万円)	募集戸数(先着順)	対象となる条件(①~④すべてに該当すること)			
				①	②	③	④
耐震改修工事	3/4	90	20	昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成している住宅	耐震診断の結果、評点1.0未満と診断されたもの	改修後の評点 1.0以上に向上させるもの	延べ床面積の住宅の用に供しているもの
簡易耐震改修工事	3/4	30	5	○	○	○	○

※(注)簡易な改修の方法により耐震性を向上させるもの

- ▼費用 30000円
- ▼募集戸数 先着順30戸
- ▼受付期限 平成27年1月30日(募集戸数に達し次第、受付終了)

工法以外の木造住宅

木造住宅耐震改修費助成事業

概要については、上表のとおりです。

▼申請方法 申請書に必要書類を添えて住宅所有者または居住者が申請

▼受付期限 平成27年1月30日

※申請前に契約および着工しているものは対象外。賃貸住宅は所有者の同意が必要。

丸太組構法の住宅、旧建築基準法38条認定および型式適合認定によるプレハブ工法の住宅は対象となりません。

住宅等の増改築には、京都府産木材の利用を

京都府産木材の利用拡大を目的として、住宅・店舗・事務所等の増改築に、京都府産木材を使用した場合、木材購入費に助成をします。

木材は断熱性が高く、調湿作用がある、人に優しい素材であり、再使用・再利用・再生可能な資源でCO₂を貯蔵し、地球温暖化防止に貢献する環境にやさしい素材です。

住宅等の増改築には、京都府産木材を利用しましょう。

住宅の改修工事で固定資産税を減額

耐震改修工事

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

【減額される要件】

- ▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。
- ▽平成27年12月31日までに、現行の耐震基準に適合する改修工事を完了していること。

▽「耐震改修工事」の費用の合計が50万円を超えるものであること。

【減額の期間】

改修工事が完了した翌年度から次のとおり減額されます。

- ・平成27年12月31日までに改修工事が完了し、1年間通行障害既耐震不適格

熱損失防止改修工事

建築物に該当する家屋の改修工事が完了し、2年間

【減額する額】

改修した家屋の固定資産税額(120㎡相当分までに限る)の2分の1

【手続き】

改修工事が完了後3カ月以内に、地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した証明書と耐震改修工事の工事内容が記載された明細書・領収書(写し)を添付し、申請してください。

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家

熱損失防止改修工事

建築物に該当する家屋の改修工事が完了し、2年間

【減額する額】

改修した家屋の固定資産税額(120㎡相当分までに限る)の2分の1

【手続き】

改修工事が完了後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱

屋の固定資産税額(120㎡相当分)の3分の1相当額を減額します。

プラスチック製容器包装の分別収集開始

来年1月から

平成27年1月から、これまで「燃やさないごみ」として収集処理していた「プラスチック製容器包装」を、分別収集しリサイクルします。

プラスチック製容器包装とは、カップ麺やプリンなどの容器、お菓子の袋など、食料品や日用品に使われている入れものや包みで、その表面に1カ所以上、識別マークが印刷または刻印されています。



このマークがついています

◆問い合わせ 環境業務課

全国地域安全運動

10月11日(土)~10月20日(月)

「始めよう、京(きょう)から」

~ボランティアの力で地域力UP!~

期間中、年金支給日の振り込み詐欺被害抑止活動、市内駐輪場において自転車盗抑止活動などを行います。

1日警察署長イベント

10月18日(土)午前中・八幡市文化センター(予定) 八幡市出身の西田麻衣さんを1日署長にお迎えし、バンド演奏等を実施する予定です。



八幡警察署 ☎981-0110

- ①要介護または要支援の認定を受けている、おおよね65歳以上の一人暮らしの高齢者
 - ②身体障害者手帳1・2級を所持している一人暮らしの人
- ◆問い合わせ 環境業務課



ごみのふれあい訪問収集 実施中!

市では、自分でごみを集積所まで出すことが困難な人の自宅を訪問し、ごみ出し支援と安否確認をしながら、ごみを戸別収集する、ふれあい訪問収集を実施しています。

▽対象 次の①または②に該当し、自分でごみを集積所に出すことが困難で、身近な人の協力を得られない人

【手続き】

改修工事が完了後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税義務者の住民票の写しを添付し申請してください。

◆問い合わせ 課税課